

香川労働局発表

令和6年9月2日

報道関係者各位

担	香川労働局労働基準部賃金室 賃金室長 西田 文明 賃金指導官 三津 直史
当	【電話】087-811-8919 【夜間】087-811-8926 https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/

香川県最低賃金を時間額 970 円に引き上げます

— 発効日は令和6年10月2日です —

香川労働局長（栗尾 保和）は、香川県最低賃金を52円引き上げ、時間額970円に改正することを決定し、本日9月2日官報公示を行った。

1 香川県最低賃金（地域別最低賃金）の改正については、本年7月2日、香川労働局長から、香川地方最低賃金審議会（会長 柴田 潤子）に対し諮問を行った。

同審議会は審議の結果、8月6日、香川労働局長に対し、現行の香川県最低賃金（時間額918円）を52円引き上げて970円に改正することが適当である旨の答申を行った。

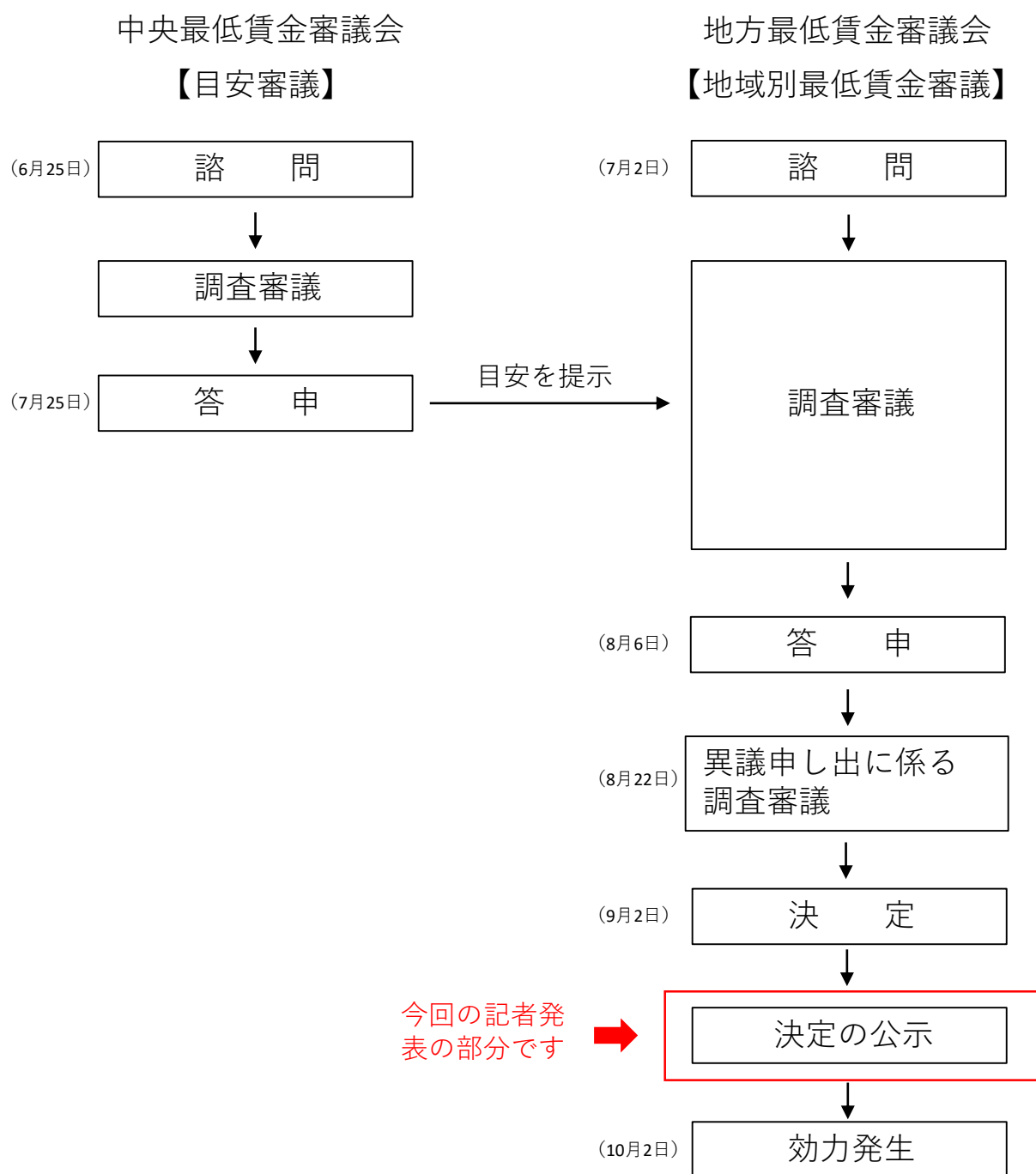
これを受けて香川労働局長は、答申内容の公示等所要の手続きを経て、香川県最低賃金を時間額970円とする決定を行い、本日（9月2日）、官報公示を行った。

効力発生日は、令和6年10月2日である。

2 香川労働局では、改正された最低賃金額の積極的な周知に努め、その履行確保に最善を尽くしていくほか、中小企業・小規模事業者を支援するため、生産性を向上させるための設備投資等を実施した場合に費用の一部を助成する「業務改善助成金」をはじめとした各種助成金等の利用勧奨を積極的に実施していく。

3 その他、「香川働き方改革推進支援センター」を設け、中小企業・小規模事業者の方々が抱える様々な課題に対し、無料で相談を受け付けている。

地域別最低賃金の改正手続の流れ



1 最低賃金について

(1) 適用

香川県最低賃金は、香川県内の事業場で働く、年齢や正社員、契約社員、パート、学生アルバイト、嘱託などの雇用形態や呼称にかかわらず、すべての労働者に適用があります。

(2) 金額

次の賃金は、最低賃金に算入されません。

- ①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
- ④所定労働日以外の日での労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
- ⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
- ⑥精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

2 香川県最低賃金額及び対前年度上昇率、上昇額

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
最低賃金額(円)	820	848	878	918	970
対前年度上昇率(%)	0.24	3.41	3.54	4.56	5.66
対前年度上昇額(円)	2	28	30	40	52

3 関係法令

○最低賃金法第4条第1項

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

○最低賃金法第40条

第4条第1項の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）は50万円以下の罰金に処する。

4 厚生労働者では、中小企業・小規模事業者への支援策として別添1、別添2のリーフレットをご案内しておりますが、特に以下の制度等について利用勧奨をしております。

- ① 業務改善助成金（別添3リーフレット参照）

事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた中小企業・小規模事業者に、生産性向上に資する設備投資等（助成対象経費）の一部を助成するもの。

※業務改善助成金に関するお問い合わせは、業務改善助成金コールセンター（電話 0120-366-440）、香川労働局助成金センター（電話 087-823-0505）までお願いいたします。

② 「香川働き方改革推進支援センター」（別添4リーフレット参照）

令和6年度厚生労働省・香川労働局委託事業として、「香川働き方改革推進支援センター（電話 0120-000-849）」を開設し、中小規模・小規模事業者等に、生産性向上による賃金引上げ、非正規雇用労働者の処遇改善、長時間労働の是正、人手不足の解消に向けた雇用管理の改善等の取り組みを支援するため、専門家による相談対応（来所、訪問、電話、電子メール）や商工団体や市町村等での出張相談会、セミナー等を実施しています。